



# 税制改正の あらまし

平成28年度 **速報版** (抜粋)

法人会

## I 法人税関係

### 1. 法人税率の引下げ

法人税の税率(現行23.9%)が平成28年度から23.4%、平成30年度から23.2%に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられるため「地方税関係1」参照)法人実効税率は次のとおりとなります。

	現行	改正案	
		平成28年度	平成30年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割 <small>※28年度までは地方法人特別税を含む ※年800万円超所得分の標準税率</small>	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

**適用時期**

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 2. 減価償却制度の見直し

建物附属設備、構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。また、鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備、構築物に限る)については定額法又は生産高比例法との選択制となります。なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

**適用時期**

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物、鉱業用の建物の償却について適用されます。

### 3. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

平成27年度税制改正で見直された中小法人等を除いた法人の青色欠損金、災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度について、企業経営への影響を平準化する観点から更なる見直しを実施し、次のとおりとされます。

		現行	平成28年度	平成29年度	平成30年度
控除限度割合	改正前	65%	65%	50%	50%
	改正後		60%	55%	50%
繰越期間	改正前	9年	9年	10年	10年
	改正後		9年	9年	10年

また、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請

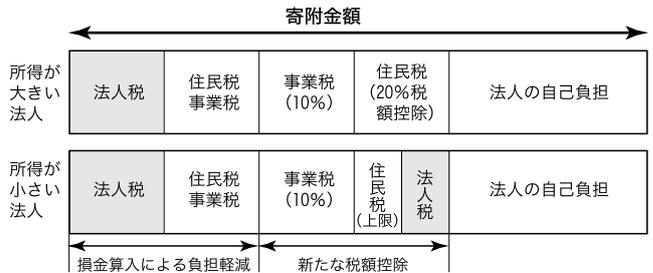
求期間を10年とする適用事業年度は、それぞれ平成30年4月1日以後に開始する事業年度とされます。

**適用時期**

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 4. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体への寄附について、約3割の負担が軽減される現行の損金算入措置に加え、法人事業税で寄附金額の10%(上限:税額の20%。ただし、平成29年度以降は15%)、法人住民税で寄附金額の20%(同20%)、法人税(同5%)ではで控除しきれなかった金額と寄附金額の10%のうちいずれか少ない金額が税額控除されます。対象は、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業(国が認定)に対して法人が行った寄附で、三大都市圏にある交付税不交付団体などへの寄附は対象外です。



**適用時期**

改正地域再生法の施行の日から平成32年3月31日までに支出した寄附について適用されます。

### 5. 中小法人の交際費課税の特例の延長

中小法人の交際費課税の特例(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。また、交際費等のうち、接待飲食費の50%までを損金算入できる措置(大法人も適用可)も適用期限が延長されます。中小法人の場合は、選択適用が可能です。

**適用時期**

いずれの措置も平成30年3月31日までに開始する各事業年度まで適用期限が延長されます。

### 6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、その適用期限が2年延長されます。なお、その適用対象者から、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人は除外されます。

この制度は、中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得等した場合、減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することができる措置です。

**適用時期**

平成30年 3月31日の取得等まで適用期限が延長されます。

## II 地方税関係

### 1. 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

(1)法人事業税の税率の改正

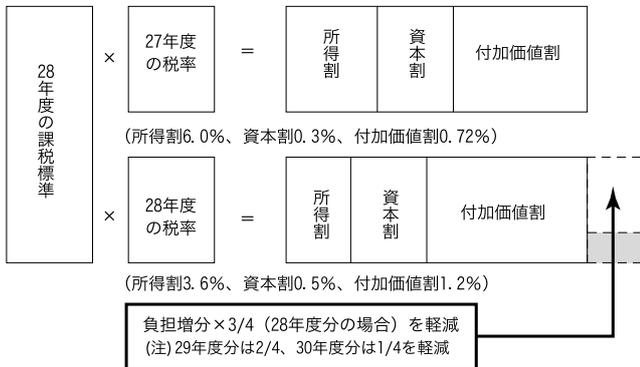
資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおりとなります。

	現 行	改正案
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%
所得割 (年800万円超の所得分)	6.0%	3.6%

(2)法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大に伴う急激な負担変動を軽減する観点から、負担増となる法人のうち付加価値額が40億円未満の法人について、旧税率よりも負担増となる増額部分の一定割合を事業税額から控除する措置が設けられます。

付加価値額30億円以下の場合の軽減措置 (28年度)



\* 付加価値額30億円超40億円未満の場合は、上記の軽減率を縮小

**適用時期**

平成28年 4月 1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 2. 中小企業者等が取得した生産性向上設備に係る固定資産税の特例措置の創設

一定の中小企業者等(注)が1台または1基の取得価額が160万円以上で、生産性を1%以上向上させる、販売開始から10年以内の機械装置を新規取得した場合、当初3年間の固定資産税の課税標準を2分の1に軽減する特例が創設されます。

(注)一定の中小企業者等とは、次の法人又は個人をいいます。

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人  
資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使

用する従業員の数が1,000人以下の法人  
常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

**適用時期**

中小企業の実業性向上に関する法律(仮称)の施行日から平成31年 3月31日までの間に取得をした場合に適用されます。

## III 消費税関係

### 軽減税率制度の導入

消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年 4月から軽減税率制度が導入されます。

(1)軽減税率の対象品目

イ 飲食料品(食品表示法に規定する食品をいい、酒類及び外食サービスを除きます)

ロ 週2回以上発行される新聞の定期購読料

外食サービスと外食に当たらないケースの区分例(案)

標準税率(「外食」に当たるケース)	軽減税率(「外食」に当たらないケース)
牛丼屋・ハンバーガー店での店内飲食	牛丼屋・ハンバーガー店のテイクアウト
そば屋の店内飲食	そば屋の出前
ピザ屋の店内飲食	ピザの宅配
フードコートでの飲食	屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)
寿司屋での店内飲食	寿司屋のお土産
コンビニのイートインコーナーでの飲食を前提に提供される飲食料品	コンビニの弁当・惣菜(持ち帰りが可能な状態で販売される場合)
ケータリング・出張料理	有料老人ホーム等での食事の提供

(2)軽減税率

8% (消費税6.24%、地方消費税率1.76%)

**適用時期**

平成29年 4月 1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

(3)適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

平成33年 4月から、登録を受けた課税事業者が交付する適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となる適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。

登録を受けた「適格請求書発行事業者」は適格請求書の交付が義務付けられ、不正発行を行った場合の罰則規定が設けられます。

なお、税額計算の方法は、適格請求書の税額の「積上げ計算」と、税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」の選択制となります。

**適用時期**

平成33年 4月 1日以後に行う資産の譲渡等について適用されます。

\* 本稿は、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑦〕法人税その39

土地建物の交換をしたときの特例  
～ 法人税法 に規定されている圧縮記帳～

Q. 土地建物の交換をしたときの特例があるようですが教えてください。

A. 法人が同じ種類の固定資産を交換により取得した場合には、圧縮限度額の範囲内で交換により取得した資産(以下「取得資産」)の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額を損金に算入する圧縮記帳の適用を受けることができます。

## 1 圧縮記帳の対象となる交換

この対象となる交換は、以下のすべての条件に該当する交換です。

(1) 交換により譲渡する資産(以下「譲渡資産」)と取得資産が、土地と土地、建物と建物のように互いに同じ種類の資産であること。

なお、借地権は土地に含まれます。また、建物とともに交換する建物に附属する設備や構築物は建物と一体となって交換する場合に限りその建物に含まれます。

(2) 譲渡資産も取得資産も固定資産であることが条件です。不動産業者等が販売目的で所有している土地、建物等の棚卸資産を交換した場合は、この対象となりません。

(3) 譲渡資産・取得資産の各所有者がともに1年以上所有していたものであること。

(4) 取得資産は、相手方が交換を目的に取得した資産ではないこと。

(5) 取得資産を交換譲渡資産の交換直前の用途と同じ用途に使用すること。

この用途は、土地については、宅地、田畑、山林、鉱泉地、池または沼、牧場または原野、その他に区分され、また、建物については、居住用、店舗または事務所用、工場用、倉庫用、その他用に区分されます。

(6) 交換時における譲渡資産の価額(時価)と取得資産の価額(時価)との差額が、いずれか高い方の価額(時価)の20%以内であること。

## 2 圧縮限度額

交換による圧縮限度額は、交換差金等の有無等により、以下の算式によって算出します。

《交換差金等とは》

交換の時における交換により譲渡する資産の価額(時価)と交換により取得する資産の価額(時価)が同額でない場合にその差額を補うために授受される金銭などをいいます。

この交換差金等には交換当事者間でやりとりされる金銭だけでなく、次の二つも含まれます。

一つの資産のうち一部を交換、他の部分を売買とした場合はその売買代金が交換差金等になります。

土地と建物を一括して互いに交換したときに、土地と建物の総額では同価額であっても、土地と土地、建物と建物の種類ごとの価額が異なっている場合は、土地と土地、建物と建物とのそれぞれの差額が交換差金等となります。

注 交換差金等の額が交換により譲渡する資産の価額と交換により取得する資産の価額とのいずれか高い方の20%相当額を超える場合には、この特例は受けられませんので注意してください。

### (1) 交換差金等がない場合

圧縮限度額 = 取得資産の価額 - (譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額 + 譲渡経費の額)

注 「譲渡経費の額」には、交換により支出した譲渡資産についての仲介手数料、荷役費、運送保険料等、その譲渡のために要した費用のほか、その土地の上にある建物を取壊して、その土地を交換した場合の取壊費用や、その取壊によって借家人に支払った立退料等の費用が含まれます。

### (2) 交換差金等を受け取った場合

圧縮限度額 = 取得資産の価額 - (譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額 + 譲渡経費の額) × 取得資産の価額 / (取得資産の価額 + 交換差金等の額)

### (3) 交換差金等を支払った場合

圧縮限度額 = 取得資産の価額 - (譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額 + 譲渡経費の額 + 交換差金の額)

この圧縮記帳の適用を受けるためには、原則として取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、減額した金額の損金算入についての明細を確定申告書に記載して提出することが必要です。

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん  
こんにちは♪

(有) オーケーアイ  
松本市波田  
代表取締役 一本木 義晴 氏

### 「自然災害から人々を守る」

長野県内を中心に「特殊土木」の分野で活躍されています、(有)オーケーアイの一本木社長にお話をお聞きしました。会社創業は平成15年2月。20歳から8年間勤めていました前会社で24歳という若さで取締役となられた後に独立され現在に至ります。

特殊土木という言葉はなかなか耳にすることが無いかもしれませんが、具体的には、住宅や山間道等の安全を守る法面(のりめん)保護工事や地すべり対策工事、さらには災害復旧工事など地域の安全を担っているお



山間部での地すべり対策工事の様子

仕事です。こうしたお仕事はとても危険が伴うので、社員・作業員とのコミュニケーションを密にしながら人との繋がりを大切に、より良い仕事・安全作業に心掛けていると力強く語って下さいました。

創業者・代表取締役・現場管理・営業・事務管理と何役もこなしている一本木社長の気分転換は、ゴルフと旅行だそうです。数々の施工された現場写真を拝見し、特殊土木というお仕事のすばらしさ、大変さを改めて感じました。これからも益々のご活躍を期待しております。  
(深澤和紀編集委員)



頑張ってます!!

『本当に良いものを伝えたい』

(有)エリアス安曇野  
松本市梓川  
塚原 保子 さん

美と豊かさを全ての女性に提供します、そんな想いを込め女性用補正下着、化粧品、健康補助食品の販売を行う(有)エリアス安曇野さんは松本市梓川俊にございます。

代表の塚原さんが、ご縁あって安曇野市穂高のマハ・エリアスの商品と出会い、その素晴らしさに触れ販売店を始めました。長らく洋裁のお仕事をされていた塚原さんはお店を始める前「人様に商品を販売する事なんて出来るのか」と不安もあったそうですが、お客様一人一人のお身体に合わせた下着を提供する販売スタイルに自分の洋裁経験(メジャリング技術等)が活かせること、そして何より、「自分もこの下着に出会い、身体(腰)の調子が良くなった。自分が本当に良いと思ったものを伝えたい」という気持ちでご商売を続け、今年24年目を迎えます。

これまで大勢の人と出会い、ご縁が繋がる中、「もうあなたの下着しか着られない」「娘にも着させたい」等、お客様に喜んで頂けたことが何より嬉しいそうです。女性をより輝かせる、そんな素敵な補正下着にご興味を持たれた方は一度お店に遊びに行かれてはいかがでしょうか。

(上兼健司編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、  
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社:〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号  
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所  
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



**ふるさとの宝**  
次代へのおくりもの

216 ～地域の人々の心の拠り所～

**下鳥羽の大同神社**

明治時代に鳥羽・吉野・新田・成相地区が合併して誕生した豊科村(それぞれの頭文字から「と」「よ」「し」「な」と呼ばれるようになったそうです)。現在は安曇野市豊科となっておりますが、その鳥羽地域の産土神として長く地元の人々を見守り、崇められてきたのが大同神社です。

下鳥羽地区の美しい田園の中に凜とそびえる鎮守の森は清らかな水が流れる水路と玉垣に囲まれています。境内入口には大きな鳥居があり、立派な髭を持つ狛犬が一对鎮座し、そこから延びる参道の両側には石灯籠が続き、祭りの夜等には幻想的な雰囲気醸し出します。



その先に拝殿があり、中には安曇野市有形文化財に指定されております「木造隨身半跏像」が納められています。

こうした歴史ある建造物や樹木、貴重な文化財もごさいますが、何より尊いのは、古くから地域の人々の心の拠り所となっているところです。今でも例大祭が盛大に執り行われ地域の子どもの「浦安の舞」が奉納されているなど、大同神社での催事を通じて、世代を超えた地域の人々が繋がり、支え

合う一つのきっかけとなっています。

美しい安曇野に伝わる、素晴らしい神社や伝統をこれからも大切にしていきたいものです。

(上兼健司編集委員)

**第13回会員親睦ボウリング大会開催**

2月18日(木)、アピナボウル松本城山店にて「第13回会員親睦ボウリング大会」が開催されました。本年は23チーム90名の皆様にご参加いただきました。和気あいあいと楽しい雰囲気の中、部会・企業・友人同士がプレイを通じて親睦を深め合いました。主な結果は下記のとおりです。



団体戦で見事連覇を果たした長野エレベーターチーム

【個人戦】2ゲームスクラッチトータル(同スコアの場合は年齢上位)

- [男子]
- 優勝 439 P 塩原 敏氏【(株)長野エレベーター】
- 準優勝 421 P 小林慎也氏【(株)長野エレベーター】
- 3位 396 P 高橋治美氏【(有)高橋工務店】
- [女子]
- 優勝 350 P 小林 節子さん【(有)アルプス印刷】
- 準優勝 325 P 宇留賀以代さん【筒木土木(株)】
- 3位 248 P 奥原しげ子さん【(株)中信水道】

- 【団体戦】2ゲーム一人平均
- (女性には1ゲームにつき15P加算)
- 優勝 長野エレベーター 377.5 P
- 準優勝 アルプス印刷 371.5 P
- 3位 安曇部会 329.75 P

どこでも申告・納税  
インターネットタックス  
(http://www.e-tax.nta.go.jp)

地域社会の繁栄のために。  
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



# 鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

労務レポート

改正労働安全衛生法 (平成26年6月25日公布・平成27年12月1日施行) 「ストレスチェック制度」の実施につきまして 社会保険労務士 高砂礼次



昨年施行されました改正労働安全衛生法により、一部の企業に対して平成27年12月1日から平成28年11月30日の間に1回は実施することが義務付けられています「ストレスチェック制度」の実施につきましてレポートいたします。

はじめに、現在ストレスチェック制度の実施が義務付けられているのは常時50人以上の労働者を使用している事業場です。なお、50人以下の労働者を使用している事業場については当分の間努力義務とされています。

事業主がストレスチェックを行うべき「常時使用する労働者」とは、期間の定めのない労働契約により使用される者(契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)であること、週労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること、という2つの条件を満たす者であり、パート、アルバイト、嘱託労働者も上記条件に該当すれば対象となります。

それでは制度の概要について確認して参ります。

(1) 「ストレスチェック制度」の目的

この制度を通じて、労働者の心理的な負担の程度を把握することで、

- ・一次予防策として、労働者のメンタルヘルス不調を未然防止する
・労働者自身のストレスへの気付きを促す
・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

(2) 「ストレスチェック制度」の実施者

ストレスチェックの実施者になれる職業は、医師(産業医)、保健師、看護師、精神保健福祉士の方々です。産業医がいる事業場では、その方に実施者になってもらい定期健康診断にあわせて実施してはいかがでしょうか。当然、診断結果は個人情報となりますので取扱いには注意が必要となります。

また、メンタルヘルスを重視されている事業場におかれましては、上記の精神保健福祉士に着目してはいかがでしょうか。平成9年制定「精神保健福祉士法」に定める精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格で全国に約7万人いるそうです。

ストレスチェックの実施者として、スムーズな運営に欠かせない協力者になることとされます。

(3) 「ストレスチェック制度」のポイントと流れ(下図参照)

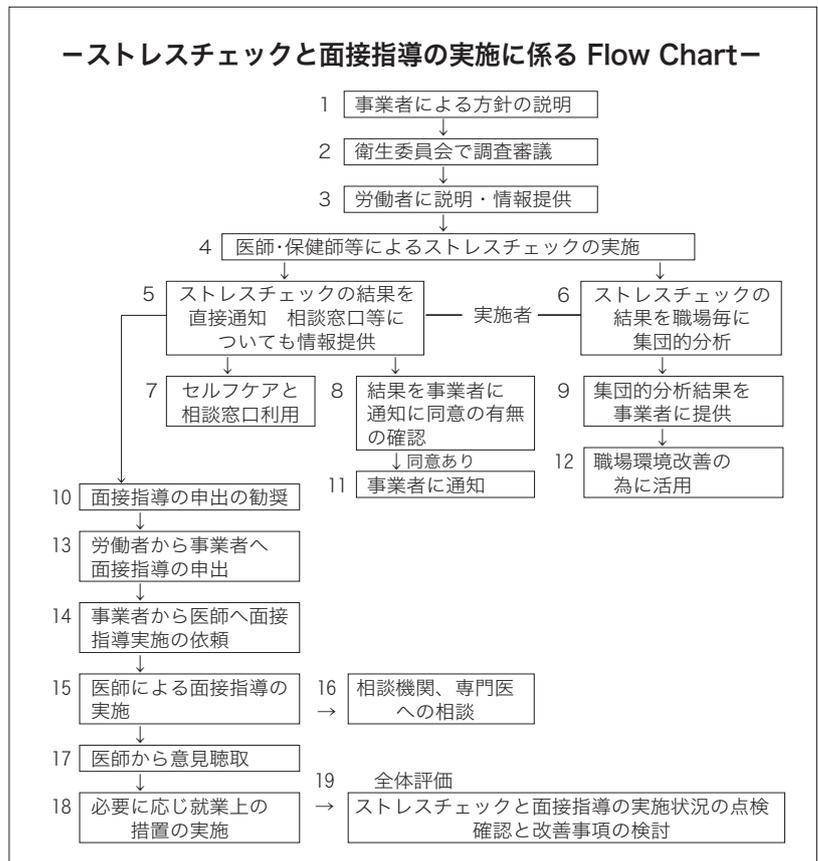
- ・検査結果は、実施者(医師、保健師等)から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供する事は禁じられています。
・検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施する事が事業者の義務となります。このことから、日頃から事業場の状況を把握している産業医が実施者として望ましいとされています。
・事業者は面接の結果に基づき、医師の意見を聞き必要に応じ就業上の措置を講じなければなりません。

以上、各企業様が、社員のメンタルヘルスに心を配り、組織の発展の一助になりますようお願いさせていただきます。

高砂社会保険労務士事務所
〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

—ストレスチェックと面接指導の実施に係る Flow Chart—



# 「純国産エネルギー」にあえてこだわる

日刊工業新聞社 岡田 直樹

2016年4月から電力小売りが全面自由化され、家庭向け市場でも価格競争が始まる。「再生可能エネルギーの導入に意欲的な電力会社から電気を購入したい」といった、消費者の多様な選択が可能となる時代が幕を開ける。地域で発電した電気を地域で使うエネルギーの「地産地消」が広がる期待も持てそうだ。だが、モノづくりを応援する報道機関としては、再エネ関連機器の開発・製造まで含めた“純国産エネルギー”にあえてこだわりたい。とりわけ中小の発電機器メーカーは新興国市場の開拓をにらみ、まずは国内市場で低コストかつ高性能な製品づくりに磨きをかける必要がある。

富山市が運営する小水力発電所を視察した。富山県は1000\*<sup>2</sup>以下の小水力発電で全国の約1割を占め“水力発電王国”と呼ばれる。エコタウン事業の一環として各地で農業用水を活用した小水力発電所の整備を進めている。視察した「常西公園小水力発電所」(最大出力9.9キロワット)と「東町・東新町公民館小水力発電所」(同88キロワット)は、「再生可能エネルギーを活用した農業活性化」の中核設備。いずれも2012年3月から稼働を始め、日本有数の急流河川である常願寺川を水源とする。発電した電力は、北陸電力へ売電している。

ところが視察して驚いた。うなりをあげていた発電機はドイツ製とチェコ製で、日本製はお目にかかれなかった。視察団には電機や自動車など日本の大手メーカーの環境担当者が参加していたが、欧州製の優勢を目の当たりにし、一瞬、沈黙した。「なぜ、日本製を使わないのですか?」。メンバーの一人がこう質問すると、富山市の担当者は「そうですね、つまりは、このクラスにちょうどよい日本製が見当たらなかったからでしょうかね」と歯切れが悪いのだ。

腑に落ちないまま地元の小水力発電機メーカーに疑問をぶつけると「自治体はエネルギーの地産地消を進めようというが、富山県内の小水力発電機は海外や県外のものばかり。再生可能エネルギーは固定価格買取取り制度(FIT)を導入し、電力会社の買い取り費用は電気料金に賦課金として上乗せしているのだから、地域の雇用創出のためにも積極的に日本製の発電機を使ったらいい。要は役人に地元のモノづくりを盛り上げようという志が足りない」と憤懣やるかたない。

なかでもチェコ製の小水力発電機は量産化に成功し、相対的に低い労働コストを背景に、価格競争で日本製を凌ぐ勢いという。このため自治体の競争入札では、日本メーカーが「品質で勝っても価格や実績で負ける」ことが少なくないそうだ。せっかくFITを呼び水に急拡大した再生可能エネルギーも、中小製造業の出番が少なければ、発電機の輸出促進や雇用創出を通じたモノづくり振興や、地方創生への波及効果は限られたものになろう。このままでは風力や太陽光だけでなく、早晚、小水力まで海外製の発電機で占領されてしまうのでは、との危機感を覚えた。

世界有数の火山国の強みを生かせる地熱発電でも、似たようなことが起こっている。福島市土湯温泉町の発電・売電会社「元気アップつちゆ」では、130度Cの源泉により低沸点の媒体を蒸発させてタービンを回すバイナリーサイクル発電と落差50メートルの砂防ダムを活用した小水力発電を運営する。地域の人々が自ら震災復興の起爆剤として2012年に立ち上げた。関係者は「日本製の地熱機器を使いたかったが、結局、実績ある米国製を採用した」と言う。

小水力や地熱に限らず、日本の再エネ関連機器メーカーは、実績の乏しさに加え、品質へのこだわりから製品が職人芸による“一品料理”のようになり、結果的に低コストで多様な機種をそろえた欧米メーカーの躍進を許すことになっていないか。ここは中小メーカーが手を組み、部材の共通化や共同購入を進めるなどして低コスト化を進め、海外勢に打ち勝つ競争力を実現してほしい。電力自由化は、日本がお家芸のモノづくりで手腕を振るうチャンスなのだから。

## 【筆者紹介】

岡田直樹(おかだ・なおき)

1984年に日刊工業新聞社入社。記者として、さいたま総局、金融・電機・情報通信などの産業界、経済産業省・金融庁・内閣府などの官庁を担当。ニュースセンターデスク、北東京支局長、イベント事業部長、企画推進室部長、経営戦略室部長、論説委員、南東京支局長、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、2016年4月から企画調査部長。埼玉県出身、56歳。

# 青年部コーナー

## — 第41回通常総会 —

**日 時** 4月26日(火) 午後6:00～9:00  
 [通常総会] 6:00～6:30  
 \*平成27年度事業報告、および決算報告  
 \*平成28年度事業計画案、および予算案 等

[税務講話] 6:35～7:35  
 講 師:松本税務署副署長 小林 君人氏

[祝賀会] 7:40～9:00

**会 場** 松本東急REIホテル

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

# 女性部コーナー

## — 第37回通常総会 —

**日 時** 4月18日(月) 午後3:30～7:00  
 [通常総会] 3:30～4:10  
 \*平成27年度事業報告、および決算報告  
 \*平成28年度事業計画案、および予算案

[シャンソンコンサート] 4:20～5:20  
 出 演:葉月 千里さん  
 ピアノ:山崎さだみさん

[祝賀会] 5:30～

**会 場** 松本東急REIホテル

※ご案内状の出欠通知を必ずご返送下さい。

## 平成27年度 青年部租税教育活動報告

2月29日  
に安曇野市  
立豊科南小  
学校にて6  
年生を対象  
とした租税  
教室が開催



され講師役を当会青年部員(青年部租税教育活動委員 丸山勇樹氏)が担当いたしました。昨年11月の塩尻東小学校(講師役:青年部租税教育活動委員長 廣田伸一氏)12月の松本市立旭町小学校(講師役:青年部租税教育活動委員 川出哲敬氏)と合わせて本年度は小学校3校で講師役を担当することが出来ました。青年部ではこれからも税に携わる法人会らしい社会貢献活動として、子ど

も達に税の正しい知識と仕組みを知ってもらう租税教室を積極的に開催して参ります。

### 【開催記録】

- 開催日 平成27年11月26日
- 開催校 塩尻市立塩尻東小学校  
(3クラス 合計 86名)
- 講師役 廣田租税教育活動委員長  
(青年部員応援参加 4名)
- 開催日 平成27年12月17日
- 開催校 松本市立旭町小学校  
(2クラス 合計 66名)
- 講師役 川出租税教育活動委員  
(青年部員応援参加 3名)
- 開催日 平成28年2月29日
- 開催校 安曇野市立豊科南小学校  
(4クラス 合計 132名)
- 講師役 丸山租税教育活動委員  
(青年部員応援参加 3名)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinko.co.jp/

～こころゆくまでの家づくり～



本格木造住宅 ISO-9001:2008 認証取得

株式会社 滝澤互務店

本社/松本市大字今井字松本道7155-74 http://www.takizawak.co.jp  
TEL0263-57-2196(代) FAX0263-86-6124

「消費税申告一声運動実施中」



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。  
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。  
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した  
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、  
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)  
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた  
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル  
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

**T&D**  
T&D保険グループ

## 4月の予定

5日広報委員会・同編集会議 6日税制委員会・同グループ会議 8日正副会長会、役員会 11日女性部正副部長会議 12日研修委員会 13日組織委員 18日女性部総会 19日厚生委員会 21日決算説明会（松本） 22日決算説明会（塩尻） 25日総務委員会 26日青年部総会 28日監査会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/3月決算法人対象）  
 【松本会場】4月21日(木) 10:00～12:00/  
 14:00～16:00(2回開催)  
 キッセイ文化ホール 3階 第二会議室  
 【塩尻会場】4月22日(金) 14:00～16:00  
 塩尻市市民交流センター(えんぱーく)4階会議室

## 大同生命松本支社人事異動

4月1日付けの人事異動で支社長が交代されました。平成26年4月から2年間お世話になった岡本支社長さんに代わり、東海地区営業本部より小田支社長さんが着任しました。よろしくお願いたします。

### 【前任】



岡本 耕司 支社長  
 (新任地：水戸支社)

皆様にかわいがって頂き、毎日が楽しく、あっと言う間の2年間でした。

52歳で着任し、大同生命の中では高齢グループに入っておりましたが、松本法人会さまで勤務させて頂き、身も心も若返ることができました。それは神澤会長を始め素晴らしい会員の皆様、力を合わせ活動されていらっしゃる事が、サラリーマンとしてではなく、私も仲間に加えて頂きたいと思ったからに他なりません。温かくお迎え頂き、仲間として接して頂いた事に心より御礼申し上げます。

4月より茨城県勤務になりますが、皆様と働いた事を誇りとして、頑張っまいります。茨城県は、大好きな温泉は少ないですが、海の幸は多く、松本のようにおしゃれでは無いですが、人情味の

## 部会便り

### 波田部会青年部が ボランティア活動を実施

3月12日、波田部会青年部（青年部第三委員会：委員長 深澤和紀氏）が子ども達の通学路周辺のカーブミラー磨きを実施しました。



こうしたボランティア活動は長年にわたり実施されており地域の方々に大いに喜ばれております。

ある地域だと聞いております。お近くにお越しの際は是非ご連絡をお願い致します。私も皆様に会いに、ついでに温泉に入り、旨いそばを食べ、アルプスを見に松本を訪れたいと思っています。再会させて頂ける日を楽しみにしています。

終わりにあたり、松本法人会さまの益々のご発展と、皆様のご健勝を心よりお祈りします。お世話になり、本当にありがとうございました。

### 【新任】



小田 隆造 支社長  
 (前任地：東海地区営業本部)

4月より松本支社に勤務する小田でございます。

信州にはすばらしい絶景と歴史上名高い史跡も数多くあり、何度か訪れました。ご当地の松本城は国宝に指定されているだけに天守は堂々と美しく見るものの心をつかみます。また伊那の高遠城は色鮮やかな桜が春の到来を告げ心を癒してくれる一方で、滅び去ったとはいえ最後まで果敢に抵抗をこころみた名門武田氏の誇りと意地を今に伝えているように感じさせてくれます。

四国の香川県出身の私は讃岐うどんをたくさん食べて大きく成長しました。この4月からはおいしい信州そばをしっかりと食べて、皆様のお役に立てるよう精一杯頑張っ参りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## 株式会社 キクイチ

### 庭のヌカルミ・雑草のお悩み 『ブミコン』が解決します



旧 開智学校

透水性舗装「ブミコン」は、透水性に優れた新しいタイプのコンクリート舗装です。水たまりができにくく、滑りにくいので車イスでの通行もスムーズで安全です。

特許『ブミコン』舗装 設計 施工 〒390-1401 松本市波田1909-3  
株式会社 キクイチ TEL 0263-92-5141  
www.shinsyu-kikuichi.com

ホームページリンク企業募集！くわしくは事務局まで



### 地域おこしの『やまっちそば』 (東筑摩郡山形村)



東筑摩郡山形村特産の『長芋』と『そば』を組み合わせた新名物『やまっちそば』は、長芋のシャキシャキ感とお蕎麦のつるつるとしたのど越しが楽しめる逸品です。『やまっちそば』の長芋はとろろとは違い、麺状に切った長芋ですので『シャキッ』とした食感がたまりません。是非一度ご賞味ください。(深澤和紀編集委員)

（本号編集委員… 上兼健司、深澤和紀）



## 深志神社 梅風閣

### 春のご宴会プラン

～歓送迎会・謝恩会・同窓会～

皆様の大切なひととき、出会いと別れのシーンを彩る梅風閣の心温まるおもてなしプランをご利用ください。

**3/1(火)～4/30(土)**

花東や集合写真、送迎バス(20名様以上のご宴会)などご要望に応じて承ります。お気軽にご相談ください。



オプション料理



刺身 +500円、鯛の塩炙焼き +500円、シェフの担任セバスタ +500円

お料理	大人	下記2コースよりお選びください
	お一人様	3,500円コース(税・サ込) [料理7品]
	お一人様	4,500円コース(税・サ込) [料理8品]
子供	中・高生向け	下記2コースよりお選びください
	お一人様	3,000円コース(税・サ込)
	お一人様	3,500円コース(税・サ込)
お飲物	フリードリンクコース(アルコール含む)	お一人様 1,500円コース(税・サ込)
		お一人様 1,700円コース(税・サ込)
		お一人様 2,000円コース(税・サ込)
		お一人様 2,300円コース(税・サ込)
	フリードリンクコース(ノンアルコール)	お一人様 1,000円コース(税・サ込)

特典1 送迎バス片道無料 料理プラン4,500円コースで40名様以上のお客様対象

特典2 フリードリンク1ランクUP 20名様以上のお客様対象で日～木曜日対象ご宴会

深志神社 梅風閣

〒390-0815 長野県松本市深志3丁目7-43

TEL.0263-32-6310

http://www.baiyoku.jp/

## 投稿 川柳 コーナー

上がるのか  
また延びるのか  
消費税

ママたちの  
願いよ届け  
保育園

子の自由  
親の苦労と  
ともにあり  
新米

## あとがき

今年5月に伊勢の賢島で『G7伊勢志摩サミット』が行われます。サミットとは、日、米、英、仏、独、伊、加の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して毎年開催される首脳会議です。サミットでは、国際社会が直面する様々な地球規模の課題について、首脳が一つのテーブルを囲みながら意見交換を通じてコンセンサスを形成し、物事が決定されます。今年是我が国日本が5回目の議長国となり各首脳をお迎えし、様々な議論がなされると思います。最近のニュースは、昨年のパリでのテロまた、今年に入つてのベルギーでのテロ、北朝鮮の核実験、ミサイルの発射など物騒な世の中になつており、痛ましいニュースを見ると胸が痛くなります。経済等の話も大事ですが、この地球という星に住んでいる私たちが人類がもつと平和で仲良く暮らせるようになることを切に願います。我が国日本は平和と言われますが、昨今、痛ましい事件が増えてきています。今一度、一人ひとりが考え、自分本位の考えではなく『利他愛』他人を思いやる気持ちが大切だと思えます。(深澤)

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社